

て褪色の患なく毫も地合を損傷せず若し博く世人をして其の効能を研究せしめば其の益少
なからざるべし蓋し此の物の石鹼に代用することを發明せし近時にありと云ふ

(十七) 因幡八東郡石灰の發見及沿革

因幡國八東郡新興寺村の石灰は特有物産にして舊來多少製出せり其品位頗る上等なり之が
來歴は今を距る九十六年前即ち寛政七年の頃該村小林安兵衛、藤田半左衛門の兩名全村草
山に於て始めて石灰石を發見す是に於て鳥取二階町水木屋良齋なる者へ相謀り初めて開業
す當時は其製法拙にして産出も亦多からず爾來十餘年を経、良齋資本衰へ殆んど廢業せん
とす因て同町絲屋平兵衛なる者繼續營業す文化年中藩廳の命により江州伊吹村伊平とて該
業に熟練なる者を招聘して傳習す是れより製法大に改良し産額も亦増加す文政の頃は一箇
年凡そ十萬貫餘に及ぶ爾后二十年餘の星霜を経しが衰微し終に本郡才代村田井和平外一名
の者僅に業を繼ぐ然るに事故ありて三四年を経て廢業す後ら本村小林彌平次、小別所村木
本又右衛門等開業す夫れより明治四年に至り舊藩に於て保護獎勵する所ありて一時勢力を
得て一箇年の産額凡そ十二萬貫餘に至れりと云ふ

業

業

(十八) 筑前各地石炭發見の起原及沿革

筑前國に於て石炭を以て薪炭に代用せしは安政慶應の間に至りて益盛んになりたるが如し
本草啓蒙に石炭は長州、筑前の産を上品とすとあり其の發見の年紀は詳ならずと雖も元祿
元年香月牛山啓益(貞庵)と號し醫を業とす鞍手郡植木村の産にして中津藩に仕ふの記せし
香月世譜に横谷記を引きて「文明十年三月土民遠賀郡香月村の畑山金剛山にて黒石を掘出
し薪とす杉七郎太夫與則之を篝火の料とす啓益按此黒石は所載本草綱目の石炭是あり」と
あれば是れ石炭發見の起原あらんか遠賀、鞍手石炭山の口碑に「遠賀郡垣生村に五郎太と云
ふ者あり嘗て火糞やまたせしに傍の石に火移り燃へて止まず始て燃ゆる石と知りければ人皆其脉
を探り穿ち採りてより民の利益となりぬ是石炭の發せし本なる故に今に至て石炭を運漕す
る川舟を五郎太と稱す」と云へり是れ何頃の事なるかを知るべからずと雖も石城志にも「鳥
石昔より遠賀郡村民是を掘て薪に代ふ」とあれば有用の物たるを知りて發掘せしは此の郡
を以て嚆矢と爲すべきか後に鞍手、嘉麻、穂波、宗像等の地に於ても山野を穿ち採りて民用
とせしと云ふ元祿、寶永の頃より粕屋、席田の二郡にも發掘せしと雖とも城下にては瓦又は

業

業

因幡八東郡石灰の發見及沿革 筑前各地石炭發見の起原及沿革

硝磺を製するの用に供せしのみなり長崎の醫峯某博多に來寓せしが此の炭を釜下に用ひしに悪臭甚しく近隣の者皆之を嫌忌せり然れども廉價にして便利なるを以て終に城下の家毎に使用することあり漸次馴るゝに及びて自ら臭氣を覺えず粕屋、席田二郡は城下に近接するを以て石炭を焼返して日毎に馬に負せて輸販すること夥しかりしと云ふ此の石炭は上座、夜須、怡土等の深山幽谷にはかくして薪の乏しき土地にあり貞享年中藩債累りて償還の途なく爲めに國中の竹木を伐りて一時の急を救ひたり之に因りて薪炭甚だ乏し人皆な憂苦せしに當時石炭を採取すること年を逐ひて増加せし故民生日用の助とありしこと少なからず而して石炭發見沿革は以上記する如くにして其發見は今を距る四百十餘年前にあり然れども元祿の頃までは燃料の使用及採掘の方法等も充分あらざりしならん元祿は今を去る百九十餘年前なり其の間の沿革は詳ならずと雖ども蓋し中國筋鹽田の興起するに隨ひ販路も次第に開け遂に方今の一大物産となりしものならん方今炭坑借區の數は五百八十餘ありと云ふ本記は三池炭坑(前に記述する)に關係する所少なからず且つ往々説の符合せざるものあれども大略は甚しき異説にあらざると信ず看者前記と參照せよ

業

業

(十八) 土佐安藝郡岩木坑の沿革

土佐國安藝郡奈半利村岩木坑は海濱と去る僅に壹町許の位置に在り本坑は弘化三年阿波國の人某靈區巡禮の際偶然發見し爾后今より二十六年前本國田野村農床屋金右衛門齋幕府の許可を得て五六年間連續採掘し其得る所の高凡一箇年十六万斤に及べりと云ふ此岩木の質は「ヨングリグナイト」と同種類にして鹽濱の焚用には甚だ適當なりと云へり

第十一 雜事

(一) 羽後秋田感恩講の濫觴及沿革

羽後國秋田市に存在する感恩講は文政年間慈惠の目的を以て創立したる一種の財産の名稱あり今其沿革を掲ぐるに次之の如し即ち感恩講の濫觴は舊秋田藩用達町人那波三郎右衛門祐生なる者世途の艱難は貧困より甚しきものなきを悟り慨然濟貧恤救の方法を考へ永く貧者を救ふの道を開かんと欲せり此時に當り藩藩主も亦領内に於て一種の財産を造出し育兒保嬰、貧民救恤の資に充てんとを企望し藩吏をして其方法を講究せしむ藩吏偶之を祐正(生、正何れか誤記ならん)に諮る祐正藩主の意のある所を欣び救恤財産造出の策を献じ自

土佐安藝郡岩木坑の沿革 羽後秋田感恩講の濫觴及沿革

ら其任に當らんとを誓ひ爾來東西に奔走して同志の慈善者と謀り文政十二年小醜集金二千餘兩を藩廳に献納し以て知行高を買入れ救助の資に供せんことを上願せり藩議之を嘉納し知行高二百三十石を備へ救恤の資本に充つるに至れり是れ此講の起原なり然るに此年稔らず米價騰貴貧民市に滿つ依て年番等相商議して救恤實施の方法を講じ大に極貧者を賑恤せり之れを此講が慈善の實蹟を發表したる初期ありとす後天保年間に至り其財産は官に屬せず民に屬せず一種特別のものにして永遠に維持すべきことに決せり是れ實に此講千古不易の不文典章にして確乎動すべからざる者とす爾來此舉を賛する者益多く財産從て増殖し明治維新の際と雖も此講の財産及組織等に變更なかりしが廢藩置縣の時財産の性質等を審にせざるより一時知行は官沒の姿に屬したるを以て年番等百方盡力之が回復を企圖し明治七年六千圓の下附金を得たりと雖も維持上甚だ困難を極め年番等私産を投じて之が命脈を保てり十二年に至りては計策將に盡き年來の美舉一朝廢滅に歸せんとす是に於て再び財産の性質を陳明し政府に請ひて五萬餘圓の下賜金を得るに至れり是れ此講中興の秋なりとす文政創立の當時より明治二十二年に至るまで六十有餘年間其事業を繼續し之が施與を受けた

事

雜

る者二百五十万人の多きに達したるは實に此講偉大の功績にして貧民の幸福亦大なりと云ふべし曩に聖德太子巡の際此講の實蹟自然啟閉に達し發起者の藤那波三郎右衛門を行宮に召させられ講を賜ひ且つ賞物を下ださる而して明治廿二年三月尙又此講をして永遠保存せしめられ度思召を以て若干金を賜はり且つ發起者の原旨に則り從來の方法に依り益濟恤の實を顯すべき旨御沙汰あらせられたりと云ふ

(二) 駿河駿東郡小林平兵衛勤勉の事蹟

駿河國駿東郡竈新田の小林秀三郎なる者あり其祖を平兵衛と云ふ正直敦厚、善を行ふを以て自ら樂む常に居村の困乏を憂ひ之を救はんと欲し二宮尊徳翁を景慕し天保の頃に野州櫻町に翁を訪ひ教を受くるとあり遂に知足の訓誨を得て大に感奮する所あり銳意宿志を遂げんと欲す適ま質する處の地若干を購ふ者ありて五十五金を得生計裕ならざるも遂に之を消費せず貯蓄救助の資に充て毎歳收むる所の米穀幾分を之に加ふ齡已に七旬病に罹り起つべからざるを知り子孫に遺くるに志を繼ぐべきの言を以てして歿す時に嘉永二年なり子孫よく遺志を繼ぎ秀三郎に至るまで五代、年と經ると四十有餘、金員を積んで六千三百貳拾壹圓

雜

事

駿河駿東郡小林平兵衛勤勉の事蹟 羽前東國郡藤野自義翁の來歴

餘に至る(明治十八年頃の調査)秀三郎之を散じて大に爲す處あらんとするの志ありと云ふ

○(三) 羽前東置賜郡糠野目義倉の來歴

羽前國東置賜郡糠野目村の義倉は舊米澤藩主大石源右衛門尙綱の創意する所なり尙綱遊圃と號す寶曆十二年糠野目村役屋將を命せらる此時に當て藩家大に困弊し屢々諸士を集て救治の策を議す源右衛門思へらく主家困弊すれば諸士も零落し從て武備欠乏し若し危難に遭遇するときは之を救ふ方便を失ふに至らん然れども一朝之を救ふ能はざるを以て永遠を期し之が回復を謀るに如かずと明和元年十二月廿三日を始めとし日々壹文を積み其他百錢を得るの日は一箇月の日數、千錢を得るの日は君主年齢の數、万錢以上を得るの日は一箇年の日數に對する金錢を積み明和六年に至て金六兩とある此年幕府西の丸土功を興す主家に補助を課せられ士民大に困窮す源右衛門積む所の金六兩を献す寛政五年自ら後園に黃連を栽植し製して之を售り金若干を得、時に役屋附の兵器大に破損せるを以て請ふて私費之を修繕す寛政七年十一月甲冑六十領、鐵炮五十挺、火繩若干を献じて之を役家に備へ且つ黃連代價を本とし利子を以て糧米を蓄へんとを請ふ藩主大に之を賞し時服其他の物を賜ふ此時本

事

雜

雜

錢六十八貫六百文有り寛政八年三月廿八日源右衛門卒す嗣子左膳綱豐其志を繼ぎ全十一年本錢へ五十七貫六百文を加す文化十四年に至て元利金千五百八十一貫四百文となる請ふて兵糧糶藏を新築す其十二月に至り始めて粃二百二十俵を蓄積し建築費及粃代を引去り殘金千七百七十貫文有り文政二年白銀奥禪寺僧衡陽者國恩として金五兩を義倉に納む該金を以て粃四十一俵を積藏し慶應年中に至り凡そ粃三千五百俵餘とある維新の際に貳千俵餘を極貧者に與へ九百俵餘を貸附す明治十八年八月現在數粃二百八石、金貳百圓餘あり此義倉の前に碑あり毀欠し明ならず此の碑は文化丁丑暮春に建設せしものにして督學七十五翁神行簡の撰に係れりと云ふ

(四) 攝津大阪兩替屋組立の沿革

攝津國大阪に於ける兩替屋の始祖を天王寺屋五兵衛とす(通稱天五と云ふ)五兵衛理財の思想に富む衆に先立ち金錢の商賣を爲し又鎌倉の奉行青砥左衛門尉が手形を用ひし故事を聞知し其例を取用して手形を振出し商人に便利を與へたり當時大阪府下に兩替商なる者は五兵衛一人のみなりしが次て小橋屋淨徳、鍵屋六兵衛の二名を増し之を仲間として益手形の

事

流通を開けり其後寛文年の始め時の東町奉行石丸石見守定次頗る市政に心を用ひ大阪諸商業には成規を立て仲間信用を擴充し旅商人の爲めに問屋を設けて利便を興へ金融は十人兩替を置て流通を便にす蓋し金相庭所の創立も亦此時に濫觴す十人兩替には帶刀を許し町入費を免し之を行司と立て其下に北濱組、梶木町組等二十二組に分れ許多の中小兩替ありて各自互に連絡して以て其大綱を十人兩替に結び順環圓轉して大に手形の流通を盛にし金融溢滞の弊あるを是れ則ち維新後明治元年五月銀目廢止の時迄の大阪兩替屋組立の沿革あり

(五) 羽前庄内藩士大泉大助勤儉の事蹟

東條琴臺著補饑新書に羽前國人大泉大助勤儉の事を載す今之を茲に抄録して參考とす但次章も同書に據る」大泉大助庄内侯に用られ家老に至る封内萬事甚だよく治る民間に命じて一人に付日に繩三尺づゝをよらしめ一箇月九丈是を一人一箇月の別の取料として一箇年繩一人に付拾貳房あり又城下の商估職人に命じて一日に付錢一文づゝ一箇月三拾文一箇年三百五拾文各有司に命じて一年にして繩は賣りて錢と爲し城下の日揚錢も一年にして是を集

雜

て公の府に備めしむ何も有司これを檢點す凡封内にて四百金餘、別に貸附等して利息など情る事なし寛保の始庄内洪水にて大に凶荒大助其金を出して民間及び城下の者に賑救す其法今に至て存し庄内侯の富有海内に冠たり總て凶荒の手當とて外にはなく平生に小を積て大に至るの工夫をすべしと嗚呼大助の如きは遠慮ある良政治家と云ふべし又同書に記して曰く享保の始は諸國共に豐年にて江戸の米價藏前の相場百俵に付金拾兩あり是にて奥州等の諸州は其低昂するべし諸士は米價の低なるにて朝暮をくらし難しと云ふに至る大助兼て豊作の打續後は必も凶年あるものなりとて兼て民間に命じて儲米をあさしめまた若干を乾餘として城中に積儲へしひ果して十七年壬子の歉饑に倉を發して民を賑す庄内中饑死の者一人もなしと其濟民の道を盡すと此の如し其智畧敬服に堪へざるなり

(六) 相摸田中某の善行及凶荒年代の事

田中三郎左衛門は相摸の人なり丘隅先生と呼享保年相摸酒匂川の水を治めて世に名を知られける平生に飯を吃する事二度なり其説に我國貞享の頃までは士大夫三度づゝ食事せしとなし三度づゝ食事せるは大工、石鑿其外の車夫、輿丁の力業する人ならではせぬ事ありとて

羽前庄内藩士大泉大助勤儉の事蹟 相摸田中某の善行及凶荒年代の事

雜

二度の外は決して食ふとなし十七年(享保か)壬子の時は日に一度づゝ食せしがさして腹の空る事あしと語られけるよし井上金藏が考槃隨筆に見へたり丘隅が説に凶荒の時には牛馬猫犬は勿論虫「ケラ」まで皆食糧にあるべけれども我國は唐山と違ひ如何程の凶荒にてもさはど食のなしと言事あしたた人々相食と言ふことあしされば食物は澤山にあれば平生にあらかじめ儲蓄して置くべし萬一野に青草もあしといふはどならば川澤を竭して泥鰌、鼈、鮓、香魚、田螺、蛙をもとりても一年の食はあまるものなりと實にさあるべし」熱惟に干戈の脩りしより數度の凶荒あれども小なるは扱置其最大なるは寛永十九年壬午、延寶三年乙卯、享保十七年壬子、天明三年癸卯あり寛永より延寶まで三十四年、延寶より享保まで五十八年天明より天保まで五十二年なりさればその近きは三四十年遠きは五六十年必ずも遭ふ事なり今茲癸己關以東の諸州年穀登らずして米價騰貴して諸色も高直なり天明よりして五十三年なるにこの凶荒の事あり云々と因に茲に抄録せり

(七) 武藏江戸商家株式の沿革

江戸十組問屋の制は元祿に始り享保に成り文政に盛なり其後天保十二年十二月に於て其様

事

雜

式を解除し嘉永四年三月に至り更に其業を復せり其間多少の進退増損ありと雖ども今悉く之を擧ぐるに遑わらず其顯著なる沿革を略叙すれば次記の如し「慶元以來天下の樞機江戸府に移り三百の牧伯此地に棲居せしを以て其繁花漸く天下に冠たり是に於て需須順に不足を告るの勢なきを得ず當時其周急を媒介するの商賈京より大阪より堺より伏見より其他四方より輻湊する者極て多しとす而して此時商品海漕の道未だ開けず其運送の法概ね陸送に據り正保年間始めて貨物廻船の事ありと雖ども規律尙は充分ならず故に商業の盛大を期するに足らざる者あり元祿年中に至り江戸商賈十種の組合あり」文政三年十二月是より先き十組仲間中二三の商估更に若干の金額を官廳へ納め以て廻船の特權を收攬せんとするものあり是に於て總仲間合議の末組合隣金し今後永世府下の三大橋(永代橋、大橋、大川橋)架造改築の事を負擔し以て官恩に酬ひんとを請ひ其許可を得爲めに三橋會所を建設し其事務を司れり又國恩の萬一を報せんとを謀り全年十二月各問屋五十九組に於て毎歳八千五百兩を官納せんとを上請し其允可を得て問屋免許鑑札を受く又文化七年に至り十組積仲間附屬十四組あり毎歳金二千五百兩を上納せんとを請願し亦允可を得たり納金前後併せて金一万

武藏江戸商家株式の沿革

貳百兩の多額に及ぶ之を冥加金と云ふ天保十二年十二月十組問屋組合を廢す是より先き十組仲間檢束法過酷陋弊尤も多きを云ふ者あり加ふるに當時物價頻に騰貴し世民囂々一の怨府たるを以て官終に其法を解くに至れり是に於て積年の聯合忽ち崩れ又舊觀を存せず一盛一衰は數の免れざる所なり」天保十三年三月更に問屋稱呼のと停止の令あり」弘化三年七月幕吏筒井紀伊守災後救賑の旨を以て建議の事あり其要問屋の制を復し融金の道を開くにあり市尹遠山左衛門尉之を翼賛し其方法を議せり」嘉永四年三月諸問屋組合を再興せしむるの令を市尹に下せり曩に問屋組合の制を廢し賣買を放任せしより市中の物價頗る平準を失ひ爲めに貿易滯滞し衆庶困難する者少からざるを以てなり」全十二月菱垣廻船の事を令す」爾來問屋は各自捺印の名簿を製し併て其規程并に連合の手續を記し之を町年寄に開申し嗣産、賣産、移居、改名、改印、其他萬般の事悉く之を町年寄に稟請して其指示に従ふとし又更に協同の規則を設け行事なる者を置き其事務を管理せしめ兼て公私に服事せしむ後之を廢し更に總行事を改置すと云ふ今東京府文庫の諸問屋名前帳なる者に據れば當時府下の商估組合の區域及營業者の數を詳にす是れ嘉永再興以來延て維新の際に及ぶ沿革の大畧あり

雜事

あり

(八) 本邦人口總計調査の事

延享元年に幕府令して天下の人口を總計せしむ其の數載て官中秘策卷一にあり曰く男女の數二千六百十五萬二千四百五十人とあり是則正數なり寛延三年に至て又總計せしむ其數二千五百九十一萬七千八百三十人あり寶曆六年に至て又總計せしむ其數二千六百六萬一千八百三十人あり而るに明治の今日に至ては亡慮三千五百萬人の多きに至れり徳川氏幕府を江戸に開きてより海内の人口を總計して始て詳に之を知るとを得たりと博物雜誌(黒川眞頼氏の説)に載せたり但明治廿三年に至ては殆んど四千萬人の多きに至らんとす其増殖の著しき驚くに堪へたり

(九) 小笠原島發見の起原及其後の沿革

抑も小笠原群島の地たるや文祿二年小笠原貞頼此を發見して木票を建て以て日本帝國の版圖たるを表證したるに因て小笠原島の總稱ある緣由なり島の位置は北太平洋中に屹立し亞細亞大洲の疆域を超へて「オシリアニヤ」洲に跨り南の方澳地利に趨り大小數十星羅碁布聚て

本邦人口總計調査の事 小笠原島發見の起原及其後の沿革

雜

一群島を爲す其狀宛も一幅の大布を曳くが如し而して嶋嶼の群巒は蜿蜒起伏し千里の烟波を隔て、伊、相、駿、斐の山脈と對峙す實に我が皇城の南輪たり然るに寛永以降渡航の中絶すると茲に五十年延寶の始に至り幕府吏員島谷某を遣り其地を巡視せしめたり其後享保十二年貞頼の曾孫式部長冕なる者祖志を紹ぎ該島に渡航せしも終に漂流して還らず降て文政年間に至り外船初て該島の近海を經過するものありて是より歐米諸國該島あるを知るに至れり文久元年幕府外國奉行水野忠徳を遣し官衙を設け有司を置き法令を頒布し居民を撫恤し更に八丈島民男女若干人を移し開拓の業に就かしむ此時に當て邦家多事經營未だ央ならずして復た中止に歸せり抑も該島の事に焦慮せし者嚮には林子平、東條信耕の諸氏あり後には渡邊登、高野長英の數氏あり是皆渡航開拓を計て大に爲す所あらんとせしかり然れども時に利あらず終に事成らずして南遷楚囚の辱めを受くるに至れり王政維新の後藤川三溪、渡邊市藏の諸氏奮て水産の業を起し國家永遠の宏益を謀らんとせしが世潮の機運未だ熟せず又空しく水泡に屬せり文祿以降此時に至るまで二百七十有餘年の間之を該島厄運の時と云ふべきなり其後明治九年に至り内務權少丞小花作助氏を遣し大に農牧漁獵の事を勸誘し

事

雜

尋て全十三年更に所轄を東京府に轉じ倍々開拓の規模を擴張せられ明治壽世の氣運此に至て熟せりと云ふべし爾來物産漸く興り住民日に月に加はり島産毎年數千圓の額に達するに至れり因に記す嘉永の末年に米國水師提督「彼理」なる者來て先づ第一に此島に注目せりと又米國公使「ハルリス」は此島に上て洋中を一望し近海幾多の巨利を擧て各國鯨船の壟斷する所に任す豈惜むべきにあらずやと曰へりと聞く早く該島の利あるに外邦人の着目せしとを知るべし

(十) 肥前長崎往昔和蘭人渡來せし時の雜説

成形圖説に往昔長崎へ和蘭人渡來せし時の雜説を載せり茲に之を節録して參考とす蓋し産業に關する所少からざるを以てあり「和蘭は餘日を一月づゝに配りて閨を置かず又開國より已來何千何百歳と曆代を記し年號改元等の事なし」新安手簡に和蘭人の小勢にて萬國を横行するに甲冑の用意なきに如何にぞと問しに和蘭人の答しは七十年前までは用ひ候ひしが砲銃出てより重きもの着候ては働不自由に候へば用ひずとか云々」和蘭人朝夕の食は麩にて作り糲して半酪と砂糖をかけ喫ふ是を蒸餅と云和蘭語「ブロット」なり而稻穀なる故米

肥前長崎往昔和蘭人渡來せし時の雜説

飯は一日纔に一搯程づゝ口に入ると云ふ「石鹼豆」(「シヤボム」者石鹼の番名「サホース」の轉音あり)「暗垢」(「アホ」)を脱去を以豆の料を目て呼べる耳「阿蘭陀豆」と云者あり豌豆に似て子及苗莖共に高大なる者なり按に伊勢風土記安濃郡産の中琬宗豆見へたり蓋亦此等の輩なるべし「今和蘭人は我東方の稻米を天下第一とし彼の産物と交易するもの絶ず麥は北方の地に生ず歐羅巴地方麥を以て常食とす」唐山人斯の土に來てり必ずこの菜を乞求て賞翫と大かたならず和蘭人なども崎陽に在て朝夕の食後に必ず生の大根を輪切にして其儘に嚼るよし蓋し大根より麩毒を制すと云ふに出たる乎「赤道北四十餘度今按に清の北京北極出地四十二度強南京出地三十四度太强故に南京の如き西地の中土とすべし又北方の德墨多國は天每日雨あり西極の泥入多國は年中に雨あり堪輿廣大にしてかゝる偏熱偏寒等の世にの數多あるとなり云々。凡そ一度と云は地の一里三十六町にして廿八里七町十二間なり」今にも西偏へ逆風の時漂着の唐人ども長船中の難儀に堪かね侍る程にわかれ日本の酒を一盞給らば再生の美藥を得て感徳無窮まじと叩頭手を磨て願出ると每あり然ども國禁なれば露程も嘗させざるとなり又蝦夷はいふに及ばず其より北方の諸國「ソウヤサンタムラニヒ」杯云は西北に

事

雜

雜

事

つゞきて東鞆韃に至り幾万里といふ限をしらず按この諸國おしなべて我日本の米と酒とを賞翫すると我人の韓參を貴ぶより甚しく高位貴人の外に終身口へ入ことを得ず常に蝦夷人へ媒して滿洲の龍紋「シャットク」上品の絹類衣服を以て皇國の米酒に交易して持歸るなり凡「シャットク」一衣の價黄金五七兩に至る者にて其一衣を以て酒三斗、米五六斗に交易せり蝦夷人は木布の外絹布の織物なければかくの如く然共其衣の價を以て見れば皇國の米酒至て貴ぶを思ふべし云々」因に記す成形圖説は全部百卷あり享保二年(即今を距る百七十四年前)の上梓に係る而して舊鹿兒島藩の藏版にして藤原國柱藩主の命を奉じて編纂す書中番語に係るものは堀愛生等が譯す所ありと云ふ蓋し此書編纂の主眼とするは農事經濟とす而して間々卓説高論を叙し往々現今に適切するの説談少しとせず茲に節抄する所も亦其一なりと謂ふべき乎

(十一) 諸國享保年度疫、餓死人口の事

享保十七年西海道の疫癘と歉餓に豊前小倉の内男女七万人の疫餓死あり肥前佐賀の内男女十二万餘口の疫餓死あり又筑前國內凡三十六萬七千八百餘口の内男女疫餓の死人九万六千

諸國享保年度疫、餓死人口の事

七百二十口と記せるとかや其上にも全十八年癸丑の夏六月頃より秋の半に至り日本國中一
統に疫病流行して大阪三江の市中にしてさへ風を煩ふ者凡る三十三万七千四百十五人と點
檢せしとかや其時分の米價一俵百十四匁の騰涌なりしといへりと成形圖説に載せたり

(十二) 本邦鑄錢の沿革附九六錢及長崎金銀銅輸出の事

農政本論に鑄錢の年紀を載す今之を抄録して參考とす○本朝に於て錢を鑄たるとは上古の
世に未曾有也推古、舒明二帝の御世隋及唐國より隋五銖錢、開元錢等多く渡りて通用す○天
武天皇白鳳三年に至り對馬國始て白銀を出せしより銀錢、銅錢を鑄て通用せしと見え
り○元明天皇の時武藏國より始て銅を出せしを以て年號を和銅と改め鑄錢司を京都に置き
和銅開珍錢を鑄る是を錢の初とす初和銅開珍の錢は銀、銅、二種并に行る全年九月乙丑に詔
を下して銀錢を禁止せり○聖武天皇二十一年奥州より始て黄金を出せり○淡路廢帝天平實
字四年に金、銀、銅三種の錢を鑄る銅錢を万年通寶と云ひ銀錢を太平元寶と云ひ金錢を開基
勝寶と云ふ○稱徳天皇天平神護元年に神功開寶錢を鑄る○桓武天皇延暦十五年に隆平永寶
を鑄る○嵯峨天皇弘仁九年富壽神寶を鑄る僧空海字を作ると日本紀に見へ○たり仁明帝承

事

雜

和二年承和昌寶を鑄る○嘉祥元年に長年大寶を鑄る○清和帝貞觀元年饒益神寶を鑄る全十
二年貞觀永寶を鑄る○宇多帝寛平年中に寛平大寶を鑄る○醍醐帝延喜七年に延喜通寶を鑄
る○村上帝天徳二年乾元大寶を鑄ると拾芥抄に見へたり此乾元大寶と延喜通寶には銅錢、
鉛錢の二種あり○信淵(佐藤氏即本論の著者)熟古錢の今に存する者を觀るに其性純雅精好
なるは和銅同珍を第一とす信に唐の高祖の時に鑄造せる開元通寶錢と伯仲すべし(中略)後
鳥羽帝建久四年に異國錢の通用を嚴く制禁せらる是より以後は異國錢の渡り來るとなく皇
國錢も又漸々消耗して七八十年を経るの間に四海皆錢の乏きに難澁し世上一統諸産物賣買
融通に手支へするに至れり此に由て異國錢通用止の制禁を免せらる○龜山天皇の御世に鎌
倉執權北條相模守時宗弘長年中に使を漢土に遣ひし黄金を彼國に送り銅錢と交易し來て世
上の難澁を融通せしかば天下の人民皆大に歡て時宗を欣戴せり○後醍醐天皇鎌倉を滅して
一旦天下を恢復し給ひ建武元年に乾坤通寶と云ふ銅錢を鑄て楮幣と並び用ひたり○應永十
年八月三日大風にて相州三崎浦に唐船一艘漂着す時に鎌倉管領足利左衛門督滿兼其船中を
檢するに唯永樂通寶數百萬を積載せたるのみにて他物は更になし由て此趣を京師に注進す

事

本邦鑄錢の沿革附九六錢及長崎金銀銅輸出の事

新田將軍義持の下知にて悉此を滿兼に賜りければ此錢東國に通用せしと信淵按ずるに此事武家盛衰記及關東古記に載すると甚詳あり然ども其錢を永樂通寶と記したるは甚謬れり何とされば本朝應永十年は明の成祖の永樂元年なり且又大明會典云永樂九年鑄「永樂通寶」と然れば此應永十年は永樂通寶を未だ鑄造せざる九年前に當れり争でか數百萬の永樂錢を船に積載て他國に乗出るとを得ん乎是時代に三崎に積來れる者は必ず宋元時代の錢に洪武通寶等混りたる者あるべし○永正五年室町家の條目に撰錢の儀は豐「宋神宗」大觀「宗徽宗」太平「宋聖安」大定「金世宗」正隆「金陽王」新渡錢洪武「明太祖」永樂「明成祖」宣德「明」錢以下可取渡事其惡錢買買一切可停止事とあるを觀れば是時代は漢魏六朝以來の諸錢存する者は皆通用せしは論なし然れども其中に於て永樂錢其性も善く殊に極めて多かりしを以て世上一統此錢を貴び一文を以て他の錢四文に當ると爲て四當錢の號を得たり且此永樂錢一貫文を一兩に充るが故に今世に至て此例遺り金一兩を永一貫文と定むるとは成れる也○錢を九十六文にて百文と算ふるとは關東管領上杉氏の家臣長尾意立入道と云者の仕出したるとにて最初は關東のみなりしが奥州白河領より關東八州、東海道、東山道、畿内の諸國にて

事

雜

雜

九六錢を用るに至れり其後天正六年に天正通寶を鑄造し銀錢、銅錢共に用以慶長通寶は慶長十一年に鑄造し永樂錢四當の通用を停止せられて普通の錢一文當に用るとにされり○元和二年に元和通寶を鑄造ありて此新錢を古錢と共に用らる永樂錢を總同様に用ゆべき布告ありしかども其金性の善きを以て之を貴ぶ大阪冬陣のときは米七石代壹貫文又夏陣のときは六石代ありしと云ふ○寛永十三年に至り京都大佛の銅像を毀ち寛永通寶を鑄造せらる其性純雅にして上品なると永樂の勿論古來種々の唐渡錢の比すべきに非れば此錢大に流行して永樂錢は遂に廢するに至れり○因に記す成形圖說に金銀銅外國輸出の事を載す茲に附記して參考に供す次の如し「五事略に見へし所は慶長六年より寶永五年迄百七十年の間長崎一所にて外國に出し金銀の大積を必ず金六百十九万二千八百兩餘、銀百十二万二千六百八十七貫目餘、銅二億二万二千九百九十九万七千五百斤餘と見へたり況んや其よりこのかたの大數は計り知るべからず

事

(十三) 本邦往古水運搬の制

明治聖世の今日に在ては夏季水を需用すると甚だ便宜を極めたり蓋し化學的作用と人智

本邦往古水運搬の制

の進みしに依り貯藏法其宜しきを得たるが故なり爲めに三伏の候と雖も都鄙皆其渴を知らざるに至る其至便思ふべし而して往昔にありては夏季氷を需用すると能はざると思惟する者亦しとせず然れども延喜式に既に氷運搬の制あり即ち延長五年の部に凡供御の氷は四月一日より起り九月三十日に盡く其四、九月は日別一駄八顆を以て駄とす一石二斗に准ず五月、八月は二駄六、七月は三駄(主水司)とあり(接するに雜考に古の一石二斗は今の五斗餘なり氷の早速を要するものなれば其荷輕さを要すと)以て朝廷に氷を貢獻せしと其久しきを知るべし但し當時常人の需用に供せしや否は未だ知るべからず(運搬の制は驛遞志稿に據る)

(十四) 武藏東京商人堀越安平立志傳

堀越安平立身の傳を記せしものあり茲に之を轉錄せん但一己人の立志傳の如きは素と本集編輯するの主旨にあらずと雖ども本傳は近世商家の鑑鏡ともなり且つ其行ふ所往々國利に關するものあるを以て茲に記するとせり讀者幸に之を諒せよ一堀越安平初の名は角二郎晩年に安平と改む文化三年丙寅の歲正月元日上野國群馬郡藤塚村に生る父を田嶋安兵衛と

の進みしに依り貯藏法其宜しきを得たるが故なり爲めに三伏の候と雖ども都鄙皆其渴を知らざるに至る其至便思ふべし而して往昔にありては夏季氷を需用すると能はざると思惟する者あしとせず然れども延喜式に既に氷運搬の制あり即ち延長五年の部に凡供御の氷は四月一日より起り九月三十日に盡く其四、九月は日別一駄八顆を以て駄とす一石二斗に准ず五月、八月は二駄六、七月は三駄(主水司)とあり(按ずるに雜考に古の一石二斗は今の五斗餘なり氷の早速を要するものなれば其荷輕きを要すと)以て朝廷に氷を貢獻せしと其久しきを知るべし但し當時常人の需用に供せしや否は未だ知るべからず(運搬の制は驛遞志稿に據る)

(十四) 武藏東京商人堀越安平立志傳

堀越安平立身の傳を記せしものあり茲に之を轉録せん但一己人の立志傳の如きは素と本集編輯するの主旨にあらずと雖ども本傳は近世商家の龜鑑ともなり且つ其行ふ所往々國利に關するものあるを以て茲に記するとせり讀者幸に之を諒せよ一堀越安平初の名は角二郎晩年に安平と改む文化三年丙寅の歲正月元日上野國群馬郡藤塚村に生る父を田嶋安兵衛と

宗久兄弟三男一女あり安平は其末弟なり小少より豪放不羈人に倚つて生を爲すと欲せず年十四關市に出で、商の仲買をなす後屢數奇にして商ひ利あらず遂に博徒に交はり任俠を事とし郷曲に横行す家兄之を憂ひ屢戒むれども聽かず終に其家を逐はれ江戸に來り知人を訪ひて奉公口を求めんとするに願るものなし頗甘酸を嘗む偶公事の代人となりて町奉行所に出づれば役人に叱咤せらる安平獨言して曰吾纔に三四百文の日當を以て日に此辱を蒙るに忍びずと因りて代書人たらんとを冀へども素筆札を習はざるを以て亦成らず乃驪然として途を改めて商業に志し僅の資金を以て古着端切を買ひて行々之を賣る俗に之を竹馬と云ふこは丸竹を肩にし其前後に四脚を設けこれに古着端切を吊下す其狀馬に似たるを以てあり一日上州吉井の堀越文右衛門と云へる者に江戸橋の上に邂逅す文右衛門曰く足下今如何に事すや安平答へて曰く家を逐はれてより何一つ爲し出したると云く斯の通りとて竹馬を示しければ文右衛門曰く然らば予と共に一家を持ち予が出都の節の旅宿に充ては如何曰く標榜寄るなきの身固より辭せざる處ありとて遂に堀越角二郎と稱し伊勢町に聊の反物店を開く時に年三十八爾來勤儉息らず家道漸く盛にして弘化元年通旅籠町の今の處に移り吳服

武藏東京商人堀越安平立志傳

太物の問屋を業とす」安政六年神奈川開港の初に當り年已に五十四若し常人ならんには最早老懶世務に堪へずとて碌々として空しく日を消せんのみ何ぞ外人に接して新商業を開くの氣力あらんや安平は然らず益勇奮氣を勵し機敏善く時に應じ乘に先ち横濱に支店を設け舶來織物取引の業を始む然るに此時に當りて攘夷鎖港の論盛にして諸藩の浪士等横濱商人を惡み喚び出して之を斬り號して天誅と云ふ既に重立ちたる商人二名ばかり無慚の刃に罹りし者あり商人等皆大に怖れて浪士に近づく者あらず安平獨り避けず進んで浪士山田一郎、岩城詫摩、木村久之丞等に面會して曰く今日天誅を加へらるゝ旨を以て召喚せらるゝに付き取り敢へず罷り出たり抑我等何の罪咎ありて天誅を加へらるゝや浪士曰く汝等外夷と取引をなせばなり安平曰く商人の利を重んじて義を知らざるは常あり利のある處は内國人と外國人との嫌ひあし況んや幕府令して交易を爲さしむるに於ておや無智の商人固より之をなすを當然とす然るに其理非を糺さずして妄りに無罪の者を誅せらるゝは實に無道の至りあり無智の商人を幾人誅せらるればとて攘夷の足しには相成るまじく寧外夷をして益毀辱せしむるのみ諸君若し我々の取引を非とせらるゝに於ては斷然此取引を廢せば可からん浪

事

雜

雜

士曰く汝は分る奴なり果して横濱の店を引き拂ふや曰く承知せり然れども商人の取引を始むるには資金を仰し注文をなし置くものあれば今日俄に横濱の店を閉るときは外人に前金を奪はれ我々も忽ち路頭に迷はん願くは來る六月を期して必ず引拂ふべし其時に至り若し偽りたらんには甘じて天誅を受くべしと意氣慨然として堅く約束をなしかれば浪士等其義氣に感じ敢て害を加へざるのみならず遂に親しく交り同業者も亦之が爲めに害を免れたりしも偏に安平の豪膽智略に由れり幾干なくして右の浪士等幕府に捕はれ刑に就けり然れども安平前日の約束に背くに忍びずとて文久三年に至り斷然横濱の支店を閉ち其家屋を賣却するに價の高下を論せざりしと云ふ當時外國貿易を營む者を惡みしは内國一般の風にして獨浪士輩のみ然るにわらず家々毎朝宅前を掃除するにも態と塵芥を安平の店前に積み置くなどの惡戯をなす者往々之れあり家人之を訴ふれども安平少しも意とせず人に語りて云ふやう時勢を知らざる古風の商家の氣の毒なるものなり後に看よ商賣の勝利は何れに傾くか數年の後には店前に塵芥の溜る代りに我家の庫中には金の溜るとあるべしと此先見に違はず外國貿易次第に繁昌するに隨ひ二子安平を助け協力して唐反物引取業を務めければ商業

事

日に廣く家道月に豊かにして京濱の間取て其鋒に當る者なく皆商人出世の龜鑑と仰ぎたり。明治十二年隱居して名を安平と改め家政を其息角二郎に譲る然るに尙商事を捨てず日に帳場に坐して内外の業務に應接し細大立どころに辨せざるとなし其氣力の活潑なると壯者に異ならず明治十八年八月胃病に罹り晏然として歿す行年八十安平曾て二子に語りて曰く予少壯の時放蕩無頼世間にあらゆる悪行も殆んど試みざることあり然れども一旦行を改め商業に志すに及びては唯人を欺かざるを以て我商業の本尊と定めたり此故に往々危険に遭ひしも一に皆欺かざるの精神を以て之を免れたりきと又曰く商業は勝敗浮沈多し然るに他人の資金に倚頼するが如きは最も危険を累ぬるものなり獨立の商業こそ吾が子孫に望む所なれど一安平幼より讀書作字を習はず嘗て店の子弟を戒めて曰く吾にして若し文章筆札を善くせば代書人にて終るべきを昔代書人に擧られざりしは吾をして商業に發起せしめ遂に今日ある所以なり然りと雖ども是れ人と時とは由るものなり汝等吾が無學を憐み商賣の餘暇には務めて書を讀み字を習ふべしと云へり。安平病んで禱にあるにあたり或人その病を訪ふ安平曰く予が齡已に八十に及べば年は於て不足はなれども唯残念なるは今の壯者が人に逢ふ毎に不景氣を嘆き商法の失敗を訴ふるを聞くにあり天若し予に五年の壽を假さば予復率先して業を務め壯者の笑顔を見るべきに返す々々も残念なりと嗚呼安平の如きは其勇其才實に近代の商人に耻ぢずと云ふべし

雜

事

大日本産業事蹟下巻終

明治廿四年九月廿五日印刷
全 廿四年十月一日出版

正價金六拾五錢

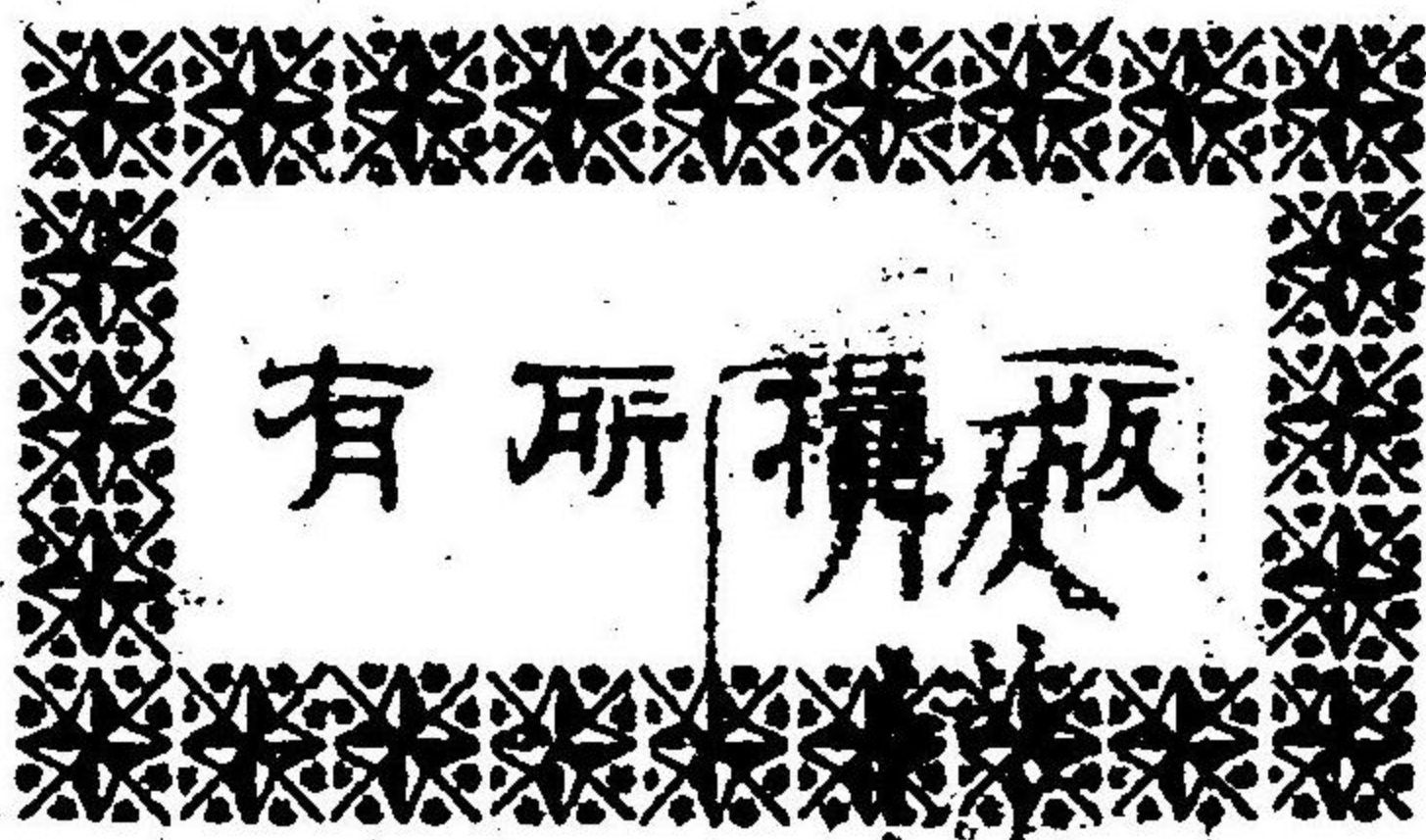
編輯者 東京中込區若宮町廿六番地 大林 雄也

發行者 東京中橋區南傳馬町二丁目五番地 目黒 伊三郎

發兌所 新潟縣古志郡長岡表四ノ町 目黒 十郎

全 東京中橋區南傳馬町二丁目五番地 支店

印刷者 東京中橋區瀧山町七番地 瀧關社 大西 鍊三郎



大賣捌所

- | | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 東京日本橋區新大坂町 | 小林喜右衛門 | 大阪市 | 中川清次郎 |
| 全若松町 | 柳原友吉 | 全 | 此ノ村書店 |
| 全本町四丁目 | 杉本七百九 | 熊本縣熊本市 | 長崎次郎 |
| 全本石町 | 上田屋榮三郎 | 鹿兒島市 | 吉田幸兵衛 |
| 全通登丁目 | 大倉書店 | 尾州名古屋 | 川瀨代助 |
| 全二丁目 | 丸善商社 | 全 | 三輪文二郎 |
| 全京橋區銀座四丁目 | 博聞社 | 伊勢津 | 川島書店 |
| 大阪市 | 前川善兵衛 | 静岡 | 廣瀬市藏 |
| 全 | 柳原喜兵衛 | 濱松 | 谷島源三郎 |
| 全 | 吉岡平助 | 越中富山 | 車次郎七 |
| 全 | 田中太右衛門 | 甲府市 | 内藤傳右衛門 |
| 全 | 梅原龜七 | 全 | 柳正堂 |

相州小田原	犬島次郎兵衛	常州水戸	川又銀三
全藤澤	川上九兵衛	下總堺町	高木直次郎
上州高崎	煥乎堂	下野宇都宮	田中正太郎
全前橋	文江堂	全	集英堂支店
全	煥乎堂	福島縣福島	上野屋彦太郎
信州長野町	小柳屋書店	全郡山	富屋久之丞
全	増屋書店	全三春	渡邊英一
全	萩原書房	函館	魁文社
全松本町	水琴堂	仙臺市	高木正々堂支店
上總茂原町	丸屋茂兵衛	山形縣山形市	五十嵐太右衛門
下總東金	多田屋書店	岩手縣八ノ戸	浦山政吉
全佐原	朝野利兵衛	全盛岡市	池野七太郎
全古河町	高木正々堂	全	佐藤庄兵衛
常州下館	須藤市右衛門	宮城縣石ノ巻	山口啓之助

跋

之を尙農論者に叩けば則ち云ふ農なる哉農は立國の大本なり我は農國なり見るべし本朝の上古農政を以て國基を肇め給ひ歴代の天皇咸に民食を重んじ農桑を崇め給ふ是を以て萬機自ら農業に緣由せざるものかく寶祚無疆今日の盛を見る良とに以ある哉と。之を尙商論者に叩けば則ち云ふ本邦の形勢四面海を環らし東には旬許に於て來往すべき新界の無盡藏を控へ西には近く一葦水を挾で舊好の寶庫あり此間に處し縱横通商を試む則ち以て世界の海を統轄せんのみ旭輝く日本の本の此帝國をして寰宇貿易の中心市場たら

文 跋

じめ英國をして特り海王の名を擅にせしめざる
 もの豈夫れ斯策に非ずや況や我は地狭うして人
 多し商に據らずんば何を以てか。永く獨立を保た
 んど。共に是れ極端の議論余輩窃に其當を得ざ
 るものあるを慨するなり余輩は實に信ず農工商
 の三業は相待て以て爰に我が富強の要素たるも
 のなりと』農工商の三業は實に富強の要素たり
 是を以て維新以降政府は一意之を獎勵し人民は
 熱心之に従事し汲々乎發達の計を畫し孜孜焉釐
 進の道を講じ全國の氣風靡然として實業に向ひ
 滿頭の腦漿滔然として實業に瀉ぐに至れり蓋し
 又勉めたりと云ふべし而るに退て効果如何と願

跋

文

みるは余輩をして誠に慙然たらしむるものあり
 なり抑も又何の源由する所ぞ』余輩は敢て斷言
 せんとす官府の施政民間の計畫共に其方針を發
 展の第一歩に誤りたるの致す所なりと蓋し農工
 商の三業は各國の情勢に由り各其成立を異にす
 るものにして畫一の方策能く之を規すべきに非
 ざるは識者を俟て後知らざる所とす然るに從來
 彼等の爲す所を觀るに天賦特有の狀勢と二千年
 來の慣習を一抛し此帝國を舉げて直に歐米の模
 型中に改鑄せんとするが如き狀蹟なきに非ざり
 しなり宜矣其前跋後墮左倒右蹶終に能く爲すな
 さや』余輩曾て國手の爲す所を視る先づ解剖の

跋

文

術に依りて人體の構造を明かにし病藥の根據を
 詳かにし、之に基きて施療の法を究はめ之に應じ
 て適切な藥を投ず、則ち病む者は忽ち癒へ壯なる
 ものは愈々壯なり。余輩は又之を聞く、邦人の胃
 疾と外人の胃疾は施藥自ら異らざるべからざる
 ものありと。是ある哉經濟上の事亦實に醫法に
 類するものあり、若夫れ千古の歴史を討究し舊來
 の事蹟を調査し沿革變遷の狀況を詳悉し盛衰榮
 枯の原因を明瞭にし、之に據て以て適應の方策を
 畫せんか、則ち衰へたるものは忽ち盛に盛なるも
 のは益々盛を加へん。嗚呼解剖の術一たび起り
 て億兆の生命是に保全を得たり。誰れか又我帝

文

跋

國の爲めに鐵力を取り農工商の解剖を試むる者
 ぞ。今や農學士大林雄也君幾千の史籍に涉獵し
 四方の古老に諮訊し拮据七年終に此前古無二の
 大日本産業事蹟を著はす考據頗る該博にして包
 羅蒐集古今に通じて殆ど遺す所なく本邦建國よ
 り爾來農工商業の沿革殖産興業の事蹟昭々乎と
 して之を掌に示すが如し。嗚呼我が實業社界が
 此種の著述を待つや久し今や君が無限の勳功と
 惠澤に依り茫漠たる暗洋始めて巨大の燈光を認
 め大に厚生利用の道を悟り殖産興業の方案を資
 く其裨益する所蓋し幾許ぞ。聞く品川子爵亦大
 に此著の成を祝すと、故なきに非るなり。知らず

跋

文

世の此書を讀む者果して能く編者の功勞と先人の偉勳を空ふすることあきや否や余輩は將に之を他日に觀んとす。記し了はりて窓を開けば金風早く膚を犯かし孤雁高く天の一方に悲鳴して玲瓏たる秋月を驚かし満目の光景轉た我實業界の前途を想はしむ』

明治三十四年九月

天五外史 保田安政謹識

世の此書を讀む者果して能く編者の功勞と先人の偉勳を空ふすることかきや否や余輩は將に之を他日に觀んとす。記し了はりて窓を開けは金風早く膚を犯かし孤雁高く天の一方に悲鳴して玲瓏たる秋月を驚かし滿目の光景轉た我實業界の前途を想はしむ』

明治二十四年九月

天五外史 保田安政謹識

● 大日本歴史掛圖 ● 科用參考書

● 大日本歴史掛圖 ●

全編 一尺九寸
二尺六寸
說明書全三冊

每冊定價五錢 各正價拾五錢 外に送費費用受候

- 第一圖 征伐
- 第二圖 神武天皇
- 第三圖 日本武尊東征討の圖
- 第四圖 日本武尊東征討の圖
- 第五圖 神功皇后
- 第六圖 聖德太子
- 第七圖 天智天皇
- 第八圖 天武天皇
- 第九圖 聖武天皇
- 第十圖 孝德天皇
- 第十一圖 孝元天皇
- 第十二圖 孝和天皇
- 第十三圖 孝元天皇
- 第十四圖 孝和天皇
- 第十五圖 孝元天皇

第貳編 第參編

續刻

今も國史教授の必要を感ずること増々深くして既に全國教育聯合會に於ては小學尋常科に
之を關するに決しかりと聞く然るに實際教授に方りては之に適當する圖書の乏しさを感
ずること益々痛深し、於是數多の歴史家并に教育大家と號り本圖を選定するに至れり即ち
聖賢史の事實、生業歴史の事實、國史上著名なる出來事を圖畫にあらはし以て視官
とし、歴史上の概念を起らし、談話口授等の總官より得る所と相須ちて大に其思想を感發
せしむべきものにして別に地圖の説明をも付し其想像をも示しおけり且は其意匠の高妙な
る圖書の鮮麗なる事、日美書畫を轉々々々實に一日も教室に缺くべからざるものなり既に
女子高等師範學校等に於ても採用せらるゝの榮を得たるものなれば又其精良なるを知るに
足るべし

女子高等師範學校教授野口泰興先生編著

算術

上卷 實價七十錢
郵税 六錢
下卷 近刻

算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用

算術 七百餘題

算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用

全一册 正價五十錢 郵税自辨

算術の應用及問題

算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用 算術の應用

正價四十五錢 郵税六錢

日本教育論

日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論 日本教育論

一、教育の目的は、人々の生活を豊かにし、社会の進歩に貢献することである。
 二、教育の内容は、知識、技能、徳性をバランスよく養ふべきである。
 三、教育の方法は、個人の個性や能力に応じて柔軟に選択されるべきである。
 四、教育の機会均等を実現し、すべての子どもが学ぶ権利を保障する必要がある。
 五、教育は、国家の発展と国民の幸福の基盤となる。

普通論理學

全一册 正價三十錢 郵税四錢

一ノ卷 正價三十五錢
 二ノ卷 正價四十錢
 郵税各四錢

本書は、西洋の論理學を、平易な言葉で解説し、その基礎知識を身につけるための良書である。
 本書は、論理學の入門書として、広く読者に受け入れられるように編纂された。

國文の自在

全一册 正價廿五錢 郵税四錢

本書は、國文の書き方を、実践的な例題を通じて学ぶことができる。
 本書は、國文の書き方を、実践的な例題を通じて学ぶことができる。

本書は、國文の書き方を、実践的な例題を通じて学ぶことができる。
 本書は、國文の書き方を、実践的な例題を通じて学ぶことができる。

上卷一册 正價七十錢 郵税十錢

近世の日本書史、其の著者ヲ得シトスルモノハ必讀ノ書ナリ書肆樂政ヘテ其言ヲ費
シテ其書者ノ評以テ其書ノ讀者ニ紹介ス
亦其書ノ大要ヲ生簡集

近世日本文抄

一、卷 一冊 正價二十五錢
二、三、卷 各 四錢
郵税金 各 四錢

北齋寫真畫譜

彩色美觀全一帖 正價金五拾錢
郵税金 六錢

北齋寫真畫譜

彩色美觀全一帖 正價金廿五錢
郵税金 四錢

北齋寫真畫譜

彩色美觀全一帖 正價金三十錢
郵税金 二錢

北齋寫真畫譜

彩色美觀全一帖 正價金五十錢
郵税金 四錢

北齋寫真畫譜

彩色美觀全一帖 正價金五拾錢
郵税金 六錢

北齋寫真畫譜

全一帳 正價金壹圓廿錢
郵税金 廿錢

北齋寫真畫譜

洋裝全貳冊 正價壹圓
郵税金貳拾錢

エト6L6

大田忠生著 石井正一編

修身口授教案


全四册 正價七十二錢
郵税金八錢
全壹册 正價二十五錢
郵税金四錢

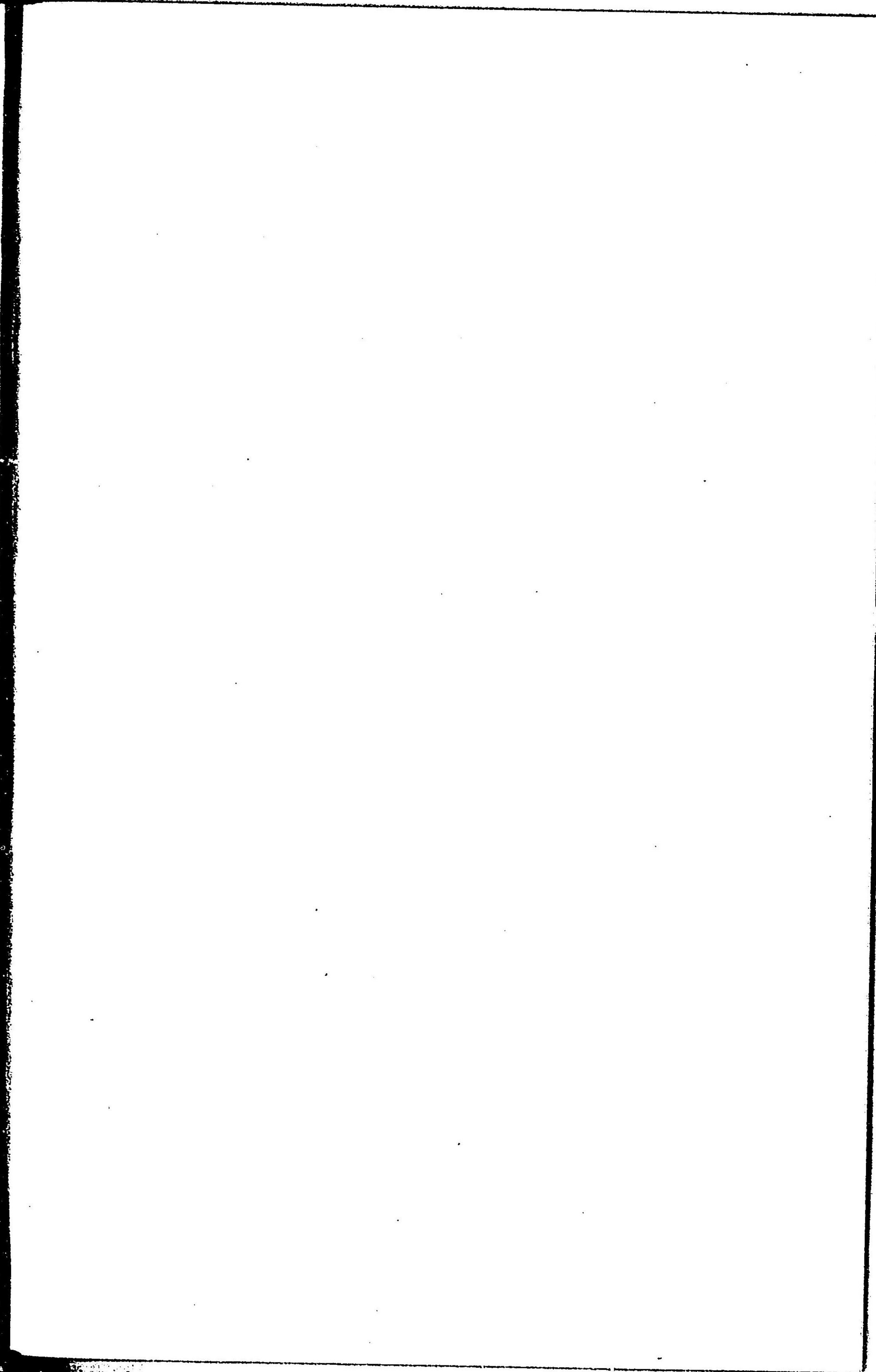
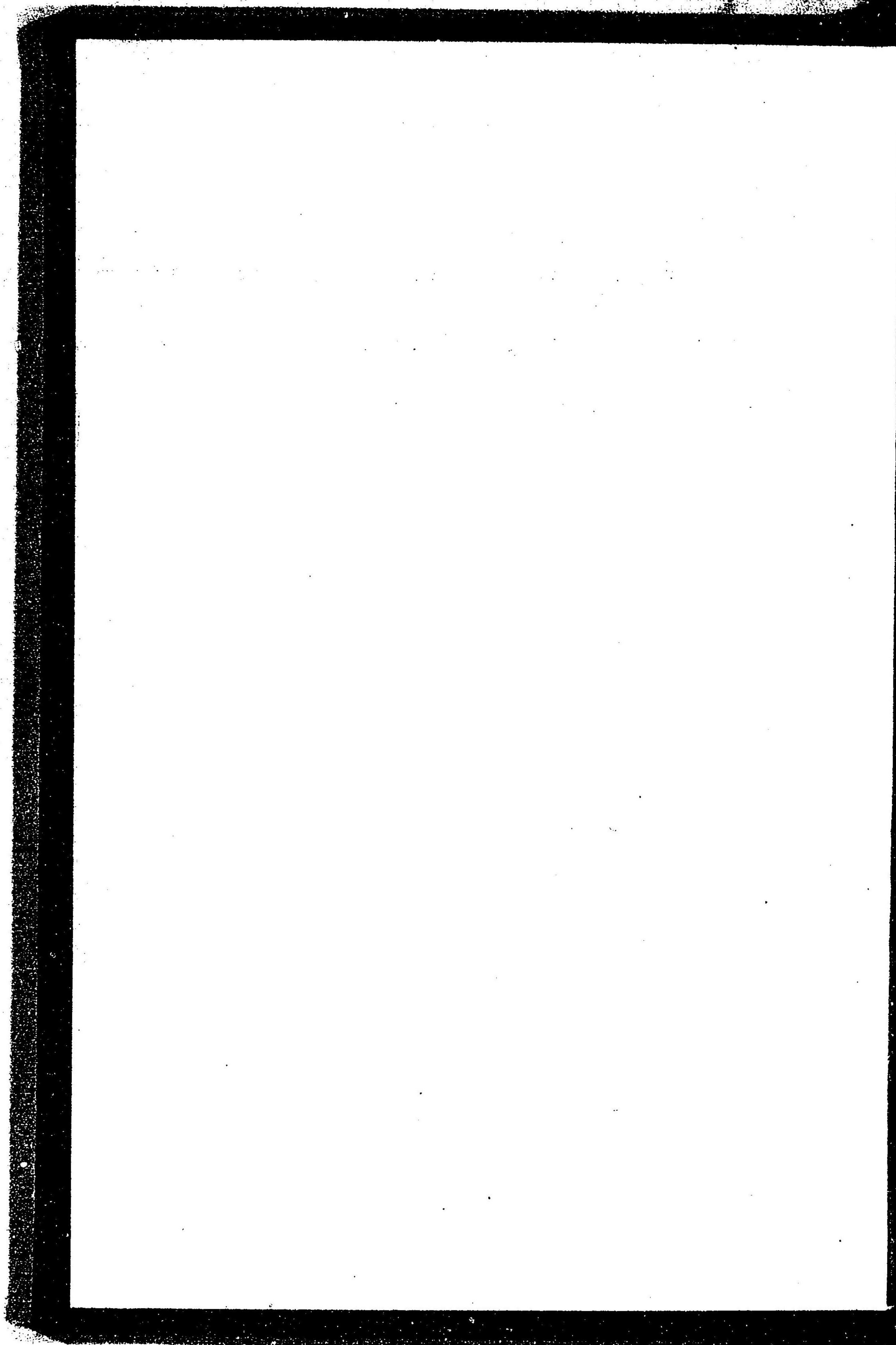
本書は多年小澤教育ニ從事シテ經驗ニ富ム兩先生ガ日々生徒ニ授ケタル教案ニ刪修ヲ加ヘ編輯セラレタルモノニシテ修身ニ關スル事柄ヲ細大漏サズ適切優美ノ事實ニヨリ實得ニ見スラシム本書ノ順序体裁等ハ一冊一百章々毎ニ格言ト例話トアリ且ツ章末ニ適切ノ簡語ヲ付シ問答ニ便ナラシム實ニ修身科用書中本書ノ右ニ出ル者ナシ乞フ江湖ノ諸賢幸ニ鑒察ス榮ヲ賜フメテ

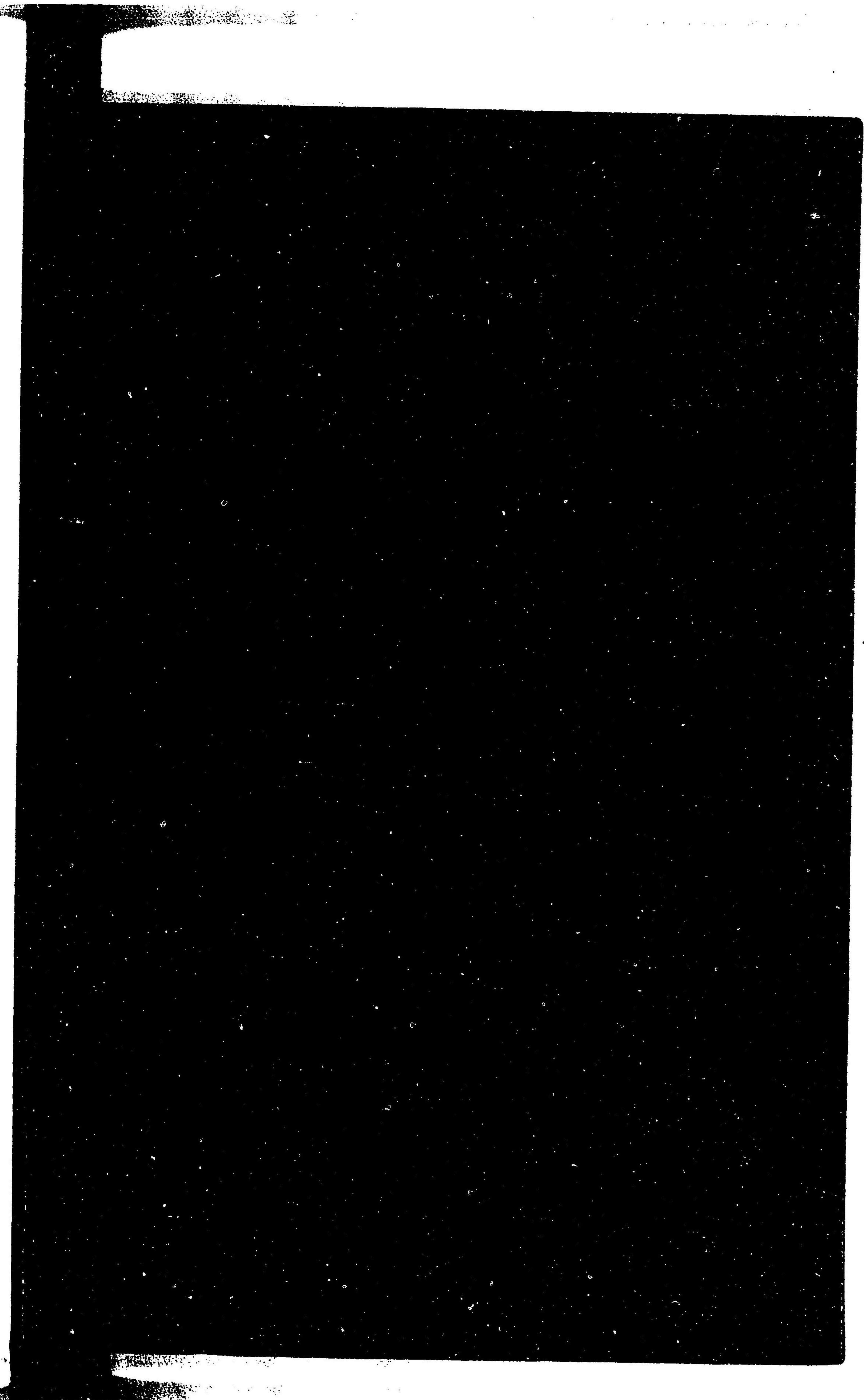
日本製品圖説

半紙本 五册 定價二圓五錢

一册 定價四十五錢
全四册 定價一圓七十五錢







38

208

